

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴う 新「教育長」の設置について

1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正

教育委員会制度の抜本的な改革を行うため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号。以下「改正法」という。）が平成26年6月20日に公布され、平成27年4月1日から施行されることとなった。

※ 改正法の概要については、別添（文部科学省作成パンフレット）のとおり

2 新「教育長」の設置

今回の改正は、教育委員会を引き続き執行機関としつつ、その代表者である委員長と事務の統括者である教育長を一本化した新「教育長」を置くことにより、迅速な危機管理体制の構築を図ることを含め、教育行政の第一義的な責任者を明確化することとしている。

3 現行制度からの変更点（教育長に関連する部分のみ）

下表のとおり、新「教育長」は、任命方法及び身分が変更になるだけでなく、これまで教育委員会の代表者であった委員長の職責を負うこと、教育委員会の会務を総理する職務を担うこと等が改正法において定められている。

項目	現行制度	新制度
教育委員会の代表者	委員長	教育長
会議の招集	委員長	教育長
会議の司会・進行	委員長	教育長
教育長の任命方法	委員（委員長を除く。）のうちから、教育委員会が任命	教育行政に関し識見を有するもののうちから、区長が議会の同意を得て任命
教育長の身分	一般職（委員としては特別職の身分を有する。）	特別職

4 新「教育長」設置時期についての経過措置

新「教育長」の設置時期は、改正法施行日（平成27年4月1日）が原則であるが、経過措置として、改正法施行日において在任中の現行制度の教育長については、その教育委員会の委員としての任期中に限り、従前の例により在職するもの（＝教育長と委員長の併存期間）と定められている。